

1 市民経済計算の概要

(1) 市民経済計算とは

市民経済計算は、国民経済計算の基本的な考え方や仕組みに基づき、市という行政区域を単位として一定期間（通常1か年、市民経済計算では会計年度）の経済活動の成果を計測するものである。

市内あるいは市民の経済の循環と構造を生産、分配、支出等各方面にわたり計量把握することにより市経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な市経済の指標として、市の行財政・経済政策に資することを目的としている。

市民経済計算体系は、市経済の循環と構造を社会会計方式により、1年間の経済活動を「生産」、「分配」、「支出」に分けて事後的に整合したかたちで記録する統計システムである。（三面等価の原則）

(2) 市民経済計算の概念

① 市内概念と市民概念

市経済を把握するうえで市内概念（属地主義）と市民概念（属人主義）がある。

市内概念とは、市という行政区域内での経済活動を、たずさわった者の居住地に係わりなく把握するものである。

一方、市民概念とは市内居住者の経済活動を地域に係わりなく把握するものである。なお、ここという居住者とは個人のみならず、法人企業、政府機関等経済主体全般を指す。

市民経済計算では、生産及び支出を市内概念、分配は市民概念で捉えている。

② 総（グロス）と純（ネット）

建物、機械設備などの固定資産は生産の過程において消耗していく。この消耗の価格分（固定資本減耗）を含んだ形で付加価値を評価するものを「総（グロス）生産」といい、控除して評価するものを「純（ネット）生産」という。

③ 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、文字通り市場で取引される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税を加え補助金を控除した価格表示のことである。

一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用（雇用者報酬、営業余剰、固定資本減耗）による評価方法であり、生産・輸入品に課される税及び補助金を含まない価格表示のことである。

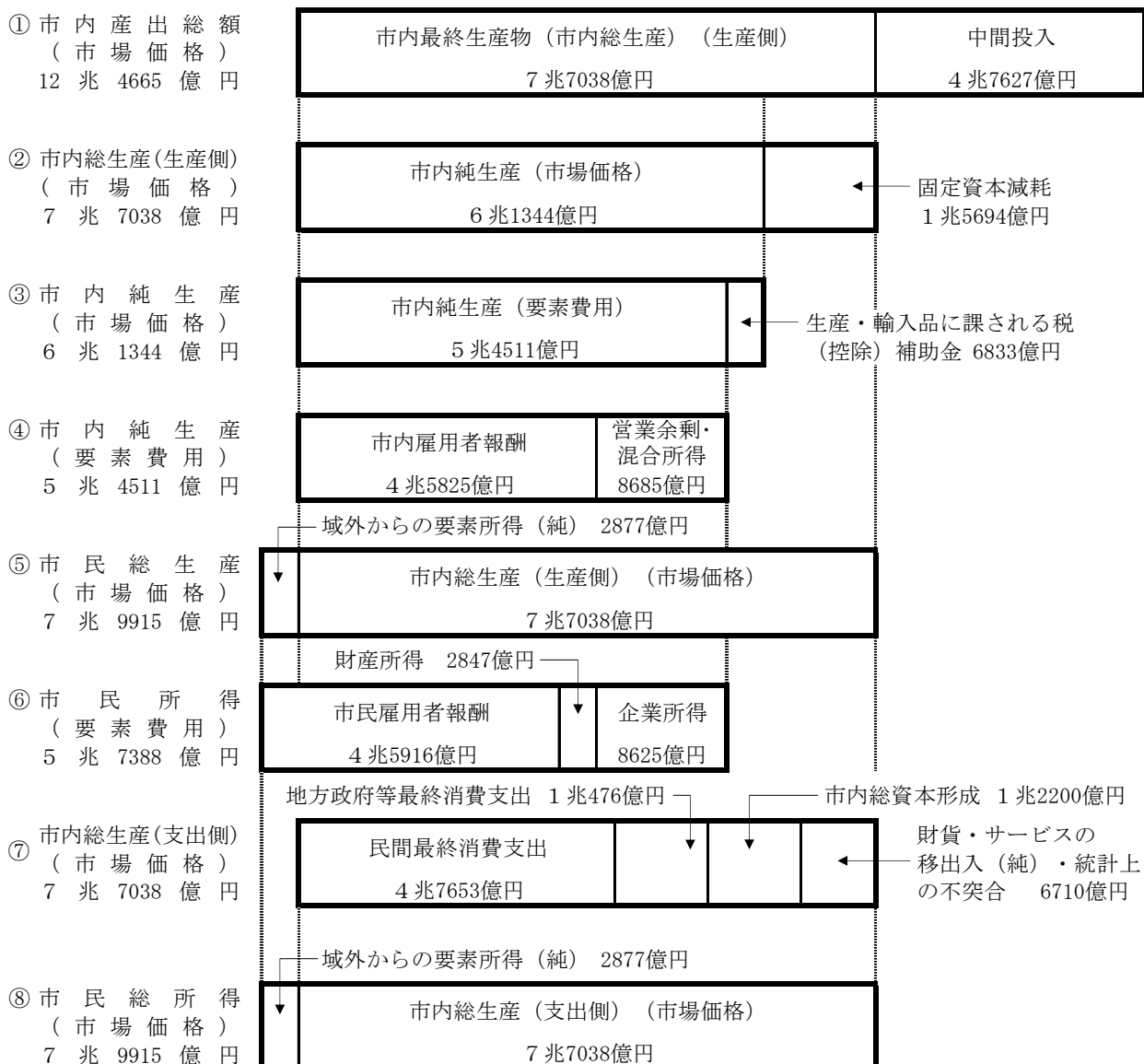
市民経済計算では、市内総生産（生産側、支出側）及び市民可処分所得は市場価格表示で、市民所得は市場価格表示と要素費用表示の両方で評価している。

④ 市民経済計算の相互関連

①～③で述べたように、市民経済計算は、市内概念か市民概念か、総概念か純概念か、あるいは市場価格表示か要素費用表示かによって内容構成や利用目的が異なるが、それらはいずれも相互に密接な関連をもっている。

令和４年度の市民経済計算の相互関連は次図のように表すことができる。

市民経済計算の相互関連図（令和４年度）



※ 生産・輸入品に課される税(純) = 生産・輸入品に課される税 - 補助金
6833億円 7257億円 424億円

※ 域外からの要素所得(純) = 市民所得(要素費用) - 市内純生産(要素費用)
2877億円 5兆7388億円 5兆4511億円

⑤ 名目値と実質値

市民経済計算には、評価基準をどうするかによって、名目値と実質値がある。名目値は当該期間中の時価を評価基準とするものであり、実質値はある一定期間における不変価格を基準として物価変動を除去したもので、経済の実質的な伸びや発展（経済成長）をみる場合に用いられる。

⑥ 実質値における連鎖方式と固定基準年方式

連鎖方式は、常に前年を基準年として、毎年前年との比較で実質値を算出し、それらを積み重ねて接続する方式である。また、固定基準年方式は、特定の年を基準年として、その基準年次の固定価格でその他の年次の名目価格を評価する方式である。

実質値の計算に用いられるデフレーターは、固定基準年方式では基準年を固定することから、相対価格の変化が大きい場合、経年変化するにつれて実質値が経済情勢から乖離する傾向がある。一方、連鎖方式では基準年を毎年更新していくため、乖離はほとんど生じないとされている。

なお、連鎖方式では、固定基準年方式とは異なり、内訳項目を合計したものが集計項目の実質値と一致しない（「加法整合性」が成立しない。）という特性がある。このため、連鎖方式による市内総生産（生産側、実質）では「開差」項目を設けることで調整している。

本市では、市内総生産系列（支出側及び生産側）において、連鎖方式による実質値を掲載している。

(3) 取引主体の分類

市民経済計算では、個々の経済主体を実物と金融の観点から2種類に分類している。

一つは財貨・サービスの流れ、つまり実物のフロー取引に関与する主体であり、生産、消費及び資本形成の経済活動に関連するので、経済活動別分類と呼ばれる。

もう一つは、資金の流れ、つまり金融フローに関与する主体であり、所得の受け取りや処分、資金の調達や運用など、組織体の意思決定に関連するので、制度部門別分類と呼ばれる。

① 経済活動別分類

経済活動別分類は、財貨・サービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体である「事業所」を、その事業所の主要な生産物に着目し、同じ主産物を生産する事業所を一つの産業として分類したものである。

平成23年基準改定により、経済活動の大分類は、「農林水産業」、「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、「建設業」、「卸売・小売業」、「運輸・郵便業」、「宿泊・飲食サービス業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」の16分類となり、可能な限り国連が作成する国際基準である「国際標準産業分類」改定第4版に拠っている。

また、事業所は、市場生産者と非市場生産者にも分けられる。市場生産者とは、経済的に意味のある価格（生産者が供給しようとする量と購入者が需要する量に意味のある影響を及ぼす価格）で生産物のほとんど、または全てを販売する生産者で、民間企業の事業所のほか、政府関係機関のう

ち公的企業として市場生産者に分類される事業所が含まれる。

非市場生産者とは、無料または経済的に意味のない価格（生産者が供給しようとする量にほとんど、あるいはまったく影響を与えず、また需要される量にもごくわずかな影響しか与えない価格）で供給される生産物の生産者であり、一般政府と対家計民間非営利団体が該当する。

② 制度部門別分類

制度部門別分類は、独立した組織としての所得の受払いや財産の所有・運用に関する意思決定を行う制度単位を基準として行われる。この分類において、取引主体は主として機能、行動、目的等を基に、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計（個人企業を含む）」、「対家計民間非営利団体」の5つに大別される。

ア 非金融法人企業

全ての居住者のうち、非金融の市場生産に携わる法人企業や準法人企業からなる。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

イ 金融機関

全ての居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業又は準法人企業である。金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。

ウ 一般政府

中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金から構成され、これらには、政府により支配、資金供給され、非市場生産に従事している非営利団体も含まれる。

今回の基準改定より、中央政府（国）の出先機関及び中央政府によって設定、管理されている社会保障基金を「中央政府等」、地方政府及び地方政府によって設定、管理されている社会保障基金（以下「地方社会保障基金」という）を「地方政府等」という名称を使用する。

なお、市民経済計算の制度部門「一般政府（地方政府等）」には、市内に立地する「中央政府等」及び以下の機関を含まない。これらの機関は、どの地域にも属さない擬制的な地域「準地域」にあるとしている。

- ・都道府県及びその地域事業所
- ・政令市が所管する以外の地方社会保障基金

エ 家計（個人企業を含む）

生計を共にする全ての居住者である人々の小集団で、自営の個人企業も含まれる。個人企業の中には、自営農家等のほか、住宅の自己所有者（持ち家）分も含まれ、不動産業（住宅賃貸業）を営むものとして記録される。

オ 対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供するすべての居住者である非営利団体により構成される。

2 市民経済計算の構成と内容

本市では3勘定（市内総生産（生産側と支出側）、市民可処分所得と使用勘定、制度部門別所得支出勘定）及び3主要系列表（経済活動別市内総生産、市民所得及び市民可処分所得の分配、市内総生産（支出側））の推計を行っているが、以下、その構成と内容を簡単に説明する。

(1) 統合勘定

統合勘定は、財貨およびサービスの取引、第1次所得の配分及び移転取引を、制度部門を統合して記録し、一定期間における札幌市の経済活動の結果を総括したものである。

第1-1表 市内総生産（生産側と支出側）

この勘定は、市内における経済活動を総括して表した市内生産勘定を生産側と支出側から捉えたものである。

勘定の借方（上段）は、市内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した「市内総生産」であり、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、控除項目として補助金はその構成項目となっている。

勘定の貸方（下段）は、市内生産物に対する支出の総額を市場価格で評価した「市内総支出」であり、民間最終消費支出、地方政府等最終消費支出、市内総固定資本形成、在庫変動、財貨・サービスの移出、控除項目として財貨・サービスの移入がその構成項目となっている。

生産側と支出側とは理論上必ず同額となるべきはずであるが、実際の推計の上では、双方の推計方法や基礎資料が異なるため、計数の不一致が生じる。このため、双方の差額を統計上の不突合として、貸方の支出側に計上し、借方、貸方のバランスを成立させている。

なお、本市では、資料上の制約から、純移出と統計上の不突合を合わせて生産側と支出側のバランス項目としている。

第1-2表 市民可処分所得と使用勘定

この勘定は、制度部門別所得支出勘定の受取側と支払側をそれぞれ合計することにより統合したものである。

受取側である勘定の貸方（下段）は、市内活動による雇用者報酬、市外からの雇用者報酬（純）、営業余剰・混合所得、域外からの財産所得（純）、生産・輸入品に課される税（地方政府）、控除項目としての補助金（地方政府）、域外からの経常移転（純）で構成される。この受取側の合計を市民可処分所得と言い、市民全体で使用可能な所得を示している。

支払側である勘定の借方（上段）は、民間最終消費支出、地方政府等最終消費支出、市民貯蓄で構成される。ここでは市民経済を全体としてみた場合に、可処分所得が消費と貯蓄にどのようなバランスで使用されたかを示している。

(2) 制度部門別所得支出勘定

この勘定は、第2-1表 非金融法人企業、第2-2表 金融機関、第2-3表 一般政府（地方政府等）、第2-4表 家計（個人企業を含む）、第2-5表 対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成して

いる。ここでは生産活動の結果生み出された付加価値が、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）というかたちで財産所得とともに制度部門別にどのように配分されたか、制度部門別に社会負担・給付等の現金移転の受払や現物移転がどのように行われたか、さらにこのような分配・再分配の結果である可処分所得が消費支出と貯蓄にどのように配分されたかを表している。

(3) 主要系列表

第 3-1～3-3 表 経済活動別市内総生産

経済活動別市内総生産とは、一定期間内に市内経済部門の生産活動によって、新たに創造された付加価値の額を経済活動別に示したものである。これは市内の生産活動に対する各経済部門の寄与を表すもので、産出額から物的経費（中間投入）を控除したものにあたる。

- ・農家の自家消費にあてられた生産物、及び、所有者自身が使用する住居のサービス（帰属家賃）など、貨幣と交換されない生産物や便益もここでは評価されて含まれる。
- ・事業所の産出額には、本社、その他の事業所の産出額（本社、その他の事業所の一般管理費、物的諸経費、人件費等いわゆる本社経費負担分）が織り込まれているものとみなす。これらの諸経費は通常工場等の事業所では支出されないものがあるが、生産物が市場に供給される際には当然必要な経費として考えられ、コストの一部として付加されているものである。
- ・総生産は市内概念によってとらえられたものであるので、市内で生産された生産物であれば市外居住者への所得として分配されるものでも含まれるが、市外からの所得でその源泉が市外の生産にかかわるものは含まれない。

実質化の方法については、前年価格表示による金額の前年金額に対する変化率を毎年掛け合わせるにより数量指数を計算し、これを参照年の名目金額に乗ずることにより実質値を求める連鎖方式を採る。なお、経済活動別市内総生産の実質値は、産出額の実質値と中間投入額の実質値を計算し、産出額から中間投入額を差し引いて求めるダブル・デフレーションで行う。

また、デフレーターは、名目値と実質値の比率から事後的に算出されるインプリシット・デフレーターとして求められる。

第 3-4 表 市民所得及び市民可処分所得の分配

市民所得及び市民可処分所得の分配は、市内居住者が一定期間にたずさわった生産活動によって発生した純付加価値額を、生産要素と制度部門別を折衷した分類項目で表示したものであって、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替え表示することによってとらえられる。

第 3-5～3-7 表 市内総生産（支出側）

市内総生産（支出側）とは、市内総生産を最終生産物に対する支出の面で把握したものをいう。市内総生産（支出側）は、市場価格で表示される市内総生産（生産側）に対応する。

市内概念に基づき財貨・サービスの処分状況を最終消費支出、市内総資本形成、財貨・サービスの移出入の需要項目ごとに把握し、これに統計上の不突合を加えることによって市内総生産（支出側）を表示し、最後に域外からの所得の純額を加算することによって市民総所得が示される。

実質値は、生産側と同じく、連鎖方式による。

3 市民経済計算の推計方法

(1) 経済活動別市内総生産（名目）

項 目	推 計 方 法	資 料
1 農 林 水 産 業 (1) 農 業 ① 農 業	産出額＝市町村別農業産出額＋企業内R＆D産出額 ＋自社開発ソフトウェア 中間投入＝産出額×中間投入比率	農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」、「さっぽろの農業」、内閣府資料等
② 農 業 サ ー ビ ス 業 (2) 林 業	産出額＝全国値×従業者数対全国比 中間投入＝産出額×中間投入比率 産出額＝北海道値×林業従事者数対全道比 ＋企業内R＆D産出額＋自社開発ソフトウェア 中間投入＝産出額×中間投入比率	総務省「経済センサス」、内閣府資料 農林水産省「林業産出額」、「農林業センサス」、総務省「経済センサス」、内閣府資料等
(3) 水 産 業	産出額＝従業者1人当たり内水面養殖業収穫物販売金額 ×漁業就業者数＋自社開発ソフトウェア 中間投入＝産出額×中間投入比率	農林水産省「漁業センサス」、総務省「国勢調査」、内閣府資料
2 鉱 業	産出額＝全国値×就業者数対全国比 中間投入＝産出額×中間投入比率	総務省「国勢調査」、内閣府資料
3 製 造 業	産出額＝（製造品出荷額等－転売商品の仕入額 ＋在庫純増）×年度転換比率＋在庫品評価調整額 ＋企業内R＆D産出額＋自社開発ソフトウェア 中間投入額＝原材料使用額等×年度転換比率＋政府手数料 ＋間接費＋FISIM消費額 ※ 間接費＝産出額×間接費比率 ※ FISIM消費額＝産出額×FISIM消費比率	経済産業省「工業統計調査」、「経済構造実態調査」、「経済センサス」、「鉱工業生産指数」、日本銀行「製造業部門別産出物価指数」、内閣府「生産側系列の四半期速報（生産QNA）（参考系列）」等
4 電気・ガス・水道業 廃 棄 物 処 理 業 (1) 電 気 業	産出額＝発電部門＋送電・変電・配電部門	内閣府資料、北海道「北海道統計書」、「札幌市統計書」、直接照会等
① 発 電 部 門	産出額＝電力会社の発電部門の道産出額 ×発電電力量対全道比	
② 送 電 ・ 変 電 ・ 配 電 部 門	産出額＝電力会社の送電・変電・配電部門の道産出額 ×人口対全道比 中間投入＝産出額×中間投入比率	
(2) ガ ス ・ 熱 供 給 業	産出額＝各社営業収益＋企業内R＆D産出額 ＋自社開発ソフトウェア 中間投入＝各社営業費用等＋FISIM消費額＋政府手数料	直接照会等
(3) 水 道 業	産出額＝営業収益＋受託工事収益＋受水費 ＋企業内R＆D産出額＋自社開発ソフトウェア 中間投入＝営業費用＋FISIM消費額＋政府手数料	「北海道決算統計」、「札幌市決算統計」等
(4) 廃 棄 物 処 理 業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比 中間投入＝産出額×中間投入比率	経済産業省「第3次産業活動指数」、総務省「経済センサス」、「市町村税課税状況等の調」（以下、「課税状況調」）厚生労働省「毎月勤労統計調査」、内閣府資料
(5) (政 府) 下 水 道 業	17. 非市場生産者（政府）を参照。	
(6) (政 府) 廃 棄 物 業	17. 非市場生産者（政府）を参照。	
5 建 設 業 (1) 建 築 工 事 ・ 土 木 工 事	産出額＝建設投資推計額×出来高ベース工事費対国道比 ×市分割合＋企業内R＆D産出額＋自社開発ソフトウェア 中間投入＝産出額×中間投入比率	国土交通省「建設投資見通し」、「建設総合統計」、「建築着工統計」、「建設工事施工統計調査」、総務省「経済センサス」等
(2) 補 修 工 事	産出額＝「(1) 建築工事・土木工事」産出額×建設補修比率 中間投入＝産出額×中間投入比率	国土交通省「建設工事施工統計調査」、「札幌市産業連関表」等
6 卸 売 ・ 小 売 業 (1) 卸 売 業	ベンチマーク年 産出額＝全国値×年間商品販売額等対全国比 ベンチマーク年以外は、産業別商業販売額で補間・補外 中間投入＝産出額×中間投入比率	経済産業省「商業統計調査」、「商業動態統計調査」、財務省「法人企業統計調査」、内閣府資料
(2) 小 売 業	「(1) 卸売業」と同様の推計方法による。	
7 運 輸 ・ 郵 便 業 (1) 鉄 道 業	産出額＝該当項目の積み上げ＋企業内R＆D産出額 ＋自社開発ソフトウェア 中間投入＝産出額×中間投入比率	国土交通省「鉄道輸送統計年報」、「札幌市決算統計」、内閣府資料、北海道旅客鉄道株式会社HP等
(2) 道 路 運 送 業 ① 道 路 旅 客 業	産出額＝各社営業収益＋企業内R＆D産出額 ＋自社開発ソフトウェア	直接照会、内閣府資料等
② 道 路 貨 物 輸 送 業	産出額＝全国値×年度転換比率×貨物輸送トン数対国道比 ×従業者数対道市比 中間投入＝産出額×中間投入比率	経済産業省「第3次産業活動指数」、国土交通省「自動車輸送統計」、内閣府資料等

項 目	推 計 方 法	資 料
(3) 水 運 業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比 中間投入＝産出額×中間投入比率	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料
(4) 航 空 運 輸 業	産出額＝全国値×年度転換比率×空港間旅客数対全国比 ×航空運輸業の従業者数対全国比 中間投入＝産出額×中間投入比率	経済産業省「第3次産業活動指数」、 国土交通省「航空輸送統計年報」、 内閣府資料等
(5) そ の 他 の 運 輸 業		
① 貨 物 運 送 業 取 扱 業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料
② 倉 庫 業	産出額＝全国値×年度転換比率 ×普通倉庫年度平均月末在庫量対全国比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 国土交通省「倉庫統計季報」、「札 幌市統計書」、内閣府資料
③ こ ん 包 業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料
④ 道 路 輸 送 施 設 提 供 業 ア 高速自動車道 及 び 一般有 料 道 路 イ 路 外 駐 車 場	産出額＝全国値×年度転換比率 ×高速自動車道（実延長）対全国比 産出額＝全国値×年度転換比率×駐車可能台数等対全国比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 国土交通省「道路統計年報」、内閣 府資料等 国土交通省「自動車駐車場年報」、 経済産業省「第3次産業活動指数」 等
⑤ そ の 他 の 水 運 附 帯 サ ー ビ ス 業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料
⑥ 航空施設管理・ そ の 他 の 航 空 附 帯 サ ー ビ ス 業	産出額＝全国値×年度転換比率 ×「(4) 航空運輸業」産出額対全国比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 内閣府資料
⑦ 旅行・その他の 運 輸 附 帯 サ ー ビ ス 業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比 ＋「民泊産出額」のうち仲介業者への支払い 中間投入＝産出額×中間投入比率	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料
(6) 郵 便 業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 中間投入＝産出額×中間投入比率	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、内閣府資 料
8 宿泊・飲食サービス業		
(1) 飲 食 サ ー ビ ス 業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料
(2) 旅 館 ・ そ の 他 宿 泊 所	中間投入＝産出額×中間投入比率	
9 情 報 通 信 業		
(1) 電 信 ・ 電 話 業		
① 電 信 ・ 電 話 業 ア 固定電気通信業	産出額＝全国値×年度転換比率×加入電話発信回数国道比 ×加入電話数道市比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 「札幌市統計書」、内閣府資料等
イ 移動電気通信業	産出額＝全国値×年度転換比率×携帯電話発信回数国道比 ×人口対道比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 住民基本台帳、内閣府資料
ウ 電気通信に附帯 するサービス業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料
② インターネット 付随サービス業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比 中間投入＝産出額×中間投入比率	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料
(2) 放 送 業	産出額＝①＋②＋③＋企業内R＆D産出額 ＋自社開発ソフトウェア 中間投入＝産出額×中間投入比率	
① 公 共 放 送 業	産出額＝（全国受信料収入＋全国交付金収入） ×放送受信契約数対全国比	直接照会等
② 民 間 放 送 業	産出額＝北海道値×従業者数対北海道比	総務省「経済センサス」等
③ 有 線 放 送 業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料

項 目	推 計 方 法	資 料
(3) 情報サービス業 (4) 映像・音声・文字情報制作業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比 中間投入＝産出額×中間投入比率	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料
10 金融・保険業 (1) 金融業	産出額＝①＋②＋③＋④＋企業内R＆D産出額 ＋自社開発ソフトウェア 中間投入＝各産出額×中間投入比率 産出額＝全国値×従業者数対全国比	総務省「経済センサス」、内閣府資 料 直接照会、「札幌市統計書」、内閣 府資料等
① 日本銀行	産出額＝全国値×従業者数対全国比	
② 民間預金取扱機関	産出額＝借り手側FISIM産出額＋貸し手側FISIM産出額 ＋受取手数料 借り手側FISIM産出額＝全国値×貸出金残高対全国比 貸し手側FISIM産出額＝全国値×預金残高対全国比 受取手数料＝全国値×(貸出金残高＋預金残高)対全国比	総務省「経済センサス」、直接照会、 「札幌市統計書」、北海道財務局H P、内閣府資料等
③ 公的預金取扱機関	産出額＝借り手側FISIM産出額＋貸し手側FISIM産出額 ＋受取手数料 借り手側FISIM産出額＝全国値×貸出金残高対全国比 貸し手側FISIM産出額＝全国値×預金残高対全国比 ×従業者数対市比 受取手数料＝全国値×(貸出金残高＋預金残高)対全国比	総務省「経済センサス」、内閣府資 料
④ その他の金融機関	産出額＝全国値×従業者数対全国比	
(2) 保険業	産出額＝①＋②＋③＋④＋企業内R＆D産出額 ＋自社開発ソフトウェア	
① 生命保険	産出額＝全国値×保有契約高対全国比 ×従業者数等対全道比	総務省「経済センサス」、内閣府資 料等
② 年金基金	産出額＝全国値×年金基金加入者数対全国比 ×従業者数等対全道比	総務省「経済センサス」、厚生労働 省H P、内閣府資料等
③ 非生命保険	産出額＝全国値×新契約保険料対全国比等	北海道「北海道統計書」、内閣府資 料等
④ 定型保証	産出額＝北海道値×保証債務残高対全道比 中間投入＝各産出額×中間投入比率	「札幌市統計書」、内閣府資料等
11 不動産業 (1) 住宅賃貸業	産出額＝家賃総額＋住宅宿泊サービス支払額 ＋自社開発ソフトウェア	支出系列推計値、観光庁H P、札幌 市H P、内閣府資料
(2) 不動産仲介業 (3) 不動産賃貸業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比 中間投入＝産出額×中間投入比率	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料
12 専門・科学技術、 業務支援サービス業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料
(1) 研究開発サービス業 (2) 広告業 (3) 物品賃貸サービス業 (4) その他の対事業所 サービス業 (5) 獣医業	中間投入＝産出額×中間投入比率 産出額＝全国値×従業者数対全国比	総務省「経済センサス」、内閣府資 料
(6) (政府) 学術研究 (7) (非営利) 自然・ 人文科学研究機関	17. 非市場生産者(政府)を参照。 18. 非市場生産者(非営利)を参照。 中間投入＝産出額×中間投入比率	
13 公務 14 教育 (1) 教	17. 非市場生産者(政府)を参照。 産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料
(2) (政府) 教育 (3) (非営利) 教育	17. 非市場生産者(政府)を参照。 18. 非市場生産者(非営利)を参照。 中間投入＝産出額×中間投入比率	
15 保健衛生・社会事業 (1) 医療・保険 ① 医療業	産出額＝保険適用となる傷病治療費×(1＋保険外診療 比率)＋企業内R＆D産出額＋自社開発ソフトウェア 中間投入＝産出額×中間投入比率	総務省「経済センサス」、厚生労働 省「国民医療費」、社会保険診療報 酬支払基金「基金年報」、内閣府資 料等
② 保健衛生業 ③ 社会福祉業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比 中間投入＝産出額×中間投入比率	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料

項 目	推 計 方 法	資 料
(2) 介護	介護給付・予備給付費用額－（福祉用具購入費 ＋住宅改修費）＋市町村特別給付費用額 ＋自社開発ソフトウェア 中間投入＝産出額×中間投入比率	厚生労働省「介護保険事業状況報告」、内閣府資料
(3) (政府) 保健衛生、 社 会 福 祉	17. 非市場生産者（政府）を参照。	
(4) (非営利) 社会福祉	18. 非市場生産者（非営利）を参照。	
16 その他のサービス		
(1) 自動車整備・ 機 械 修 理 業		
① 自動車整備業	産出額＝全国値×年度転換比率 ×自動車保有車両数対全国比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 北海道運輸局「保有車両数年報」、 「札幌市統計書」、内閣府資料
② 機械修理業	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料
(2) 会員制企業団体	産出額＝全国値×年度転換比率×従業者数対全国比 ×賃金格差対全国比	経済産業省「第3次産業活動指数」、 総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料
(3) 娯 楽 業		
(4) 洗濯・理容・美容 ・ 浴 場 業		
(5) その他の対個人 サ ー ビ ス 業	中間投入＝産出額×中間投入比率	
(6) (政 府) 社会教育	17. 非市場生産者（政府）を参照。	
(7) (非営利) 社会教育	18. 非市場生産者（非営利）を参照。	
(8) (非営利) そ の 他	18. 非市場生産者（非営利）を参照。	
17 非市場生産者（政府）	産出額＝雇用者報酬＋中間投入＋固定資本減耗 ＋生産・輸入品に課される税 該当項目の積み上げによる。	直接照会、各機関財務諸表
18 非 市 場 生 産 者 (非 営 利)	産出額＝全国値×従業者数対全国比×賃金格差対全国比 中間投入＝産出額×中間投入比率	総務省「経済センサス」、「課税状 況調」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査」、内閣府資料
19 自社開発ソフトウェア	経済活動別に以下のとおり推計する。 札幌市値＝自社開発ソフトウェア全国値 ／自社開発ソフトウェア控除後全国産出額×市産出額	内閣府資料
20 企業内研究開発の R & D 産 出 額	経済活動別に以下のとおり推計する。 札幌市値＝企業内研究開発のR & D産出額全国値 ×従業地ベースの「研究者・技術者」対全国比	総務省「国勢調査」、内閣府資料
21 輸 入 品 に 課 さ れ る 税 ・ 関 税	全国値×経済活動別市内総生産の「小計」の対全国比	内閣府資料
22 (控 除) 総 資 本 形 成 に 係 る 消 費 税	支出系列で推計した、各産業部門の設備投資及び在庫投資 の消費税控除額の合計値を、同額一括控除する。	
23 固 定 資 本 減 耗		
(1) 市 場 生 産 者	産出額×固定資本減耗比率	「札幌市産業連関表」、内閣府資料
(2) 非 市 場 生 産 者 (政 府)	経済活動別に以下のとおり推計する。 固定資本減耗を除く産出額×国の固定資本減耗比率	内閣府資料
(3) 非 市 場 生 産 者 (非 営 利)	経済活動別に以下のとおり推計する。 固定資本減耗を除く産出額×国の固定資本減耗比率	内閣府資料
24 生 産 ・ 輸 入 品 に 課 さ れ る 税	経済活動別に以下のとおり推計する。 全国値×総生産対全国比	内閣府資料
25 (控除) 補 助 金	経済活動別に以下のとおり推計する。 全国値×総生産対全国比	内閣府資料
26 市 内 雇 用 者 報 酬	分配系列で推計した市民ベースの雇用者報酬を、市内ベ ースに転換し、日本標準産業分類(J S I C)をSNA経済活 動分類に組替える。	

(2) 経済活動別市内総生産（実質：連鎖方式）

項 目	推 計 方 法	資 料
1 産出、中間投入、市内 総生産の実質値（経済 活動別）	次の手順で産出、中間投入、市内総生産の実質値を 求める。 ① 国の経済活動別デフレーター（年度）＝ 国の経済活動別デフレーター（暦年）×年度転換比率 ② 前年度固定基準による当年度実質値＝ 当年度市内名目値／（①の当年度デフレーター ／①の前年度デフレーター） ③ 連鎖実質の対前年度増加率＝②／前年度名目値 ④ 参照年である平成27年度実質値を算出する。 平成27年度実質値＝平成27年度名目値／ ①の平成27年度デフレーター この平成27年度実質値をもとに、③の増加率で各年度 を推計する。	内閣府資料

(3) 市民所得及び市民可処分所得の分配

項 目	推 計 方 法	資 料
1 付 加 価 値 の 発 生 に よ る 所 得		
1-1 雇 用 者 報 酬		
1-1-1 賃 金 ・ 俸 給		
(1) 現 金 給 与		
① 雇 用 者 給 与		
a 農 林 水 産 業		
ア 農 業		
7-1 農 家	販売農家1戸当たり農業雇人費×販売農家戸数	農林水産省「農業経営統計調査」、 「農林業センサス」
7-2 そ の 他 (農 業 企 業 等)	1人当たり雇用者報酬×1人当たり現金給与の自県対全国比×農業法人従業者数	財務省「法人企業統計」、総務省「経済センサス」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」
イ 林 業		
4-1 林 家	市内純生産×林野面積の個人分割合×雇用労賃率	農林水産省「農林業センサス」、「林業経営統計調査」
4-2 そ の 他	1人当たり雇用者報酬×1人当たり現金給与の自県対全国比×林業法人従業者数	財務省「法人企業統計」、総務省「経済センサス」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」
ウ 水 産 業	市内純生産×雇用労賃率	総務省「産業連関表」
エ 有 給 家 族 従 業 者	各産業ごとに以下のとおり推計する。 有給家族従業者1人当たり年間平均給与×家族従業者数 ×家族従業者総数に占める有給の割合	総務省「国勢調査」、内閣府資料
b 農 林 水 産 業 以 外		
ア 常 用 雇 用 者		
7-1 教 職 員 及 び 公 務 員 等	各産業ごとに以下のとおり推計する。 常用雇用者数×常用雇用者1人当たり現金給与総額 常用雇用者数＝(雇用者数×二重雇用比率) －臨時・日雇従業者数 常用雇用者1人当たり現金給与総額 ＝{1人当たり現金給与総額(常雇規模30人以上) ×常用雇用者数(常雇規模30人以上) ＋1人当たり現金給与総額(常雇規模29人以下) ×常用雇用者数(常雇規模29人以下)} ／{常用雇用者数(常雇規模30人以上) ＋常用雇用者数(常雇規模29人以下)}	総務省「国勢調査」、「経済センサス」、「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、国税庁「民間給与実態調査」、内閣府資料
7-2 教 職 員 及 び 公 務 員	国出先機関職員給与＋独立行政法人職員給与 ＋北海道職員給与＋札幌市職員給与＋私立学校教職員給与	直接照会、「北海道決算統計」、「札幌市決算統計」、総務省「経済センサス」、文部科学省「学校基本調査」、内閣府資料等
イ 臨 時 ・ 日 雇	各産業ごとに以下のとおり推計する。 臨時・日雇の雇用者数 ×臨時・日雇の1人当たり年間現金給与総額 臨時・日雇の雇用者数＝臨時・日雇人数割合 ×国勢調査の雇用者数×二重雇用比率 臨時・日雇の1人当たり年間現金給与総額＝常用雇用者1人 当たり現金給与総額×臨時・日雇賃金比率 臨時・日雇賃金比率＝臨時労働者1人当たり年間現金 給与総額／常用雇用者1人当たり現金給与総額	総務省「国勢調査」、「経済センサス」、厚生労働省「賃金構造基本調査」、内閣府資料
② 役 員 報 酬 (給 与 ・ 賞 与)	各産業ごとに常勤・非常勤を問わず以下のとおり推計する。 1人当たり役員給与・賞与×役員数 1人当たり役員給与・賞与＝常用雇用者1人当たり 現金給与総額×1人当たり平均賃金格差 ※ 常用雇用者1人当たり現金給与総額の算出方法は 「①雇用者給与 b 農林水産業以外 ア 常用雇 用者 7-1 教職員及び公務を除く」の項を参照。 役員数＝国勢調査ベースの役員数×二重雇用比率	総務省「国勢調査」、内閣府資料
③ 議 員 歳 費 等	該当項目の積み上げによる。	直接照会、「札幌市歳入歳出決算書」
(2) 現 金 給 与 以 外 の 賃 金 ・ 俸 給		
① 現 物 給 与	各産業ごとに以下のとおり推計する。 現金給与所得×現物給与比率 なお、農林水産業については、現金給与推計の際、現物 給与分を含んでいるため、ここでは除いて推計する。	内閣府資料
② 給与住宅差額家賃	(1か月1㎡当たり市中平均家賃－1か月1㎡当たり 給与住宅家賃)×給与住宅床面積×12か月	総務省「住宅・土地統計調査」
1-1-2 雇 主 の 社 会 負 担		
(1) 雇 主 の 現 実 社 会 負 担		
① 社 会 保 障 基 金 に 係 る 雇 主 の 現 実 社 会 負 担	全国値×常用雇用者等対全国比、該当項目の積み上げ等	直接照会、内閣府「国民経済計算」、 「児童手当事業年報」、内閣府資料等

項 目	推 計 方 法	資 料
② その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担	全国値×常用雇用者等対全国比、該当項目の積み上げ等	国税庁、勤労者退職共済機構HP、厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、内閣府資料等
(2) 雇主の帰属社会負担		
① 雇主の帰属年金負担	現在勤務増分全国値×厚生年金保険保険料 収納済み額国道比×常用雇用者道市比×内民転換比率 －確定給付型年金に係わる雇主の現実年金負担	厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、総務省「経済センサス」、内閣府資料等
② 雇主の帰属非年金負担	退職一時金：該当項目の積み上げ等による。 公務災害補償費：該当項目の積み上げ等による。 その他：現金給与×「その他」の雇主の帰属年金負担比率	支出系列推計値、「札幌市決算統計」、内閣府資料等
1-2 営業余剰・混合所得		
(1) 金融機関（金融・保険業）	生産系列の「金融・保険業」の営業余剰を計上	生産系列推計値
(2) 家計		
① 営業余剰（住宅賃貸業（持ち家））	支出系列の持ち家帰属家賃×営業余剰比率 －持ち家の支払利子及び賃貸料	支出系列推計値、内閣府資料等
② 混合所得	農林水産業：全国値×個人業主数対全国比 その他の産業：（個人企業－企業当たり本業混合所得× 国道格差率×個人企業数）＋内職混合所得＋兼業混合所得	内閣府「国民経済計算」、総務省「国勢調査」、内閣府資料等
(3) 非金融法人企業		
① 公的非金融法人企業	全国値×貸付残高等の対全国比、該当項目の積み上げ等	直接照会、「札幌市統計書」、内閣府資料等
② 民間非金融法人企業	生産系列営業余剰－「金融・保険業」営業余剰 －住宅賃貸業営業余剰－個人企業営業余剰	生産系列推計値
1-3 生産・輸入品に課される税（控除）補助金		
(1) 生産・輸入品に課される税	該当項目の積み上げによる。	「札幌市統計書」
(2) （控除）補助金	生産系列推計値 ×全国の「（控除）補助金」の地方政府比率 ×都道府県・市町村の「補助交付金」に対する市町村比率	生産系列推計値、内閣府「国民経済計算」、総務省「地方財政統計年報」
2 資産の貸借による財産所得		
2-1 投資所得		
2-1-1 利子		
① 支払利子		
a 非金融法人企業	民間企業（FISIM調整後）＋公的企業（FISIM調整後）	
ア 民間企業	全国値×非金融法人企業の営業余剰の対全国比	内閣府「国民経済計算」
イ 公的企業	全国値×金融・保険業を除く公的法人従業者数の対全国比	総務省「経済センサス」
b 金融機関	民間金融機関＋公的機関－FISIM調整額	
ア 民間金融機関	民間金融機関＋民間生命保険＋民間非生命保険 －FISIM調整額	
7-1 金融機関	全国値×民間金融機関預金残高対全国比	直接照会、「札幌市統計書」、内閣府資料等
7-2 生命保険	全国値×保有契約高国道比×保険業従業者数道市比等	総務省「経済センサス」、内閣府資料
7-3 非生命保険	全国値×（年度中保険料収入－支払保険金）の対全国比	損害保険料率算出機構HP、内閣府資料等
イ 公的金融機関	公的金融機関＋生命保険＋年金基金－FISIM調整額	総務省「経済センサス」、ゆうちょ銀行HP、財務省HP、北海道財務局HP、直接照会、内閣府資料等
イ-1 公的金融機関	全国値×預金残高等対全国比	
イ-2 生命保険	全国値×保有契約金額国道比×人口道市比	内閣府資料
ウ FISIM調整額	全国値×金融保険業産出額対全国比	生産系列推計値、内閣府資料
c 地方政府等		
ア 地方政府等	該当項目の積み上げによる。	「札幌市決算統計」、「下水道事業会計決算書」等
イ FISIM調整額	札幌市：全国値×歳出総額対国道比×従業者数市機関比率 地方社会保障基金：FISIM調整前支払利子×国FISIM調整率 消費者負債利子＋持家の支払利子＋農林水産業の支払利子 ＋非農林水産業の支払利子－FISIM消費額	総務省「地方財政統計年報」、「経済センサス」、内閣府「国民経済計算」
d 家計	FISIM消費額＝全国値×負債現在高等対全国比	総務省「経済センサス」、「札幌市統計書」、内閣府資料等
e 対家計民間非営利団体	全国値（FISIM調整後）×従業者数対全国比	総務省「経済センサス」、内閣府資料
② 受取利子		
a 非金融法人企業	民間企業（FISIM調整後）＋公的企業（FISIM調整後）	
ア 民間企業	①－a－アと同様。	
イ 公的企業	①－a－イと同様。	
b 金融機関	民間機関＋公的機関＋FISIM調整額	
ア 民間金融機関		
7-1 民間金融機関	全国値×民間金融機関貸出残高対全国比	
7-2 生命保険	①－b－ア－7-2と同様。	

項 目	推 計 方 法	資 料
7-3 非 生 命 保 險	①－b－ア－7-3と同様。	
イ 公的金融機関	公的金融機関＋生命保険＋年金基金＋FISIM調整額	
イ-1 公的金融機関	全国値×貸出金残高等対全国比	総務省「経済センサス」、ゆうちょ銀行HP、財務省HP、北海道財務局HP、直接照会、内閣府資料等
イ-2 生命保険	①－b－イ－イ-2と同様。	
ウ FISIM 調整額	①－b－ウと同様。	
c 地 方 政 府 等		
ア 地 方 政 府 等	該当項目の積み上げによる。	「札幌市決算統計」、「下水道事業会計決算書」等
イ FISIM 調整額	①－c－イと同様。	
d 家	一般預貯金利子＋社内預金利子＋有価証券利子 ＋FISIM消費額	日本銀行HP、「札幌市統計書」、内閣府資料等
e 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	FISIM消費額＝全国値×個人預金残高等対全国比 ①－eと同様。	
2-1-2 法人企業の分配所得		
① 支 払		
a 非金融法人企業	全国値×非金融法人営業余剰の対全国比	内閣府資料等
b 金 融 機 関	全国値×金融・保険業営業余剰の対全国比	内閣府資料等
② 受 取		
a 非金融法人企業	①－aと同様。	
b 金 融 機 関	①－bと同様。	
c 地 方 政 府 等	該当項目の積み上げによる。	
d 家 計	全国値×配当所得国道比×人口道市比	「札幌市決算統計」 内閣府「国民経済計算」、国税庁「国税庁統計年報」、推計人口 総務省「経済センサス」等
e 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	全国値×従業者数対全国比	
2-1-3 その他の投資所得		
① 保険契約者に帰属する投資所得		
a 支 払		
ア 生 命 保 険 の 帰 属 収 益	全国値×保有契約高国道比×従業者数等対全道比	総務省「経済センサス」、内閣府資料
イ 非 生 命 保 険 の 帰 属 収 益	2-1-1－①－b－ア－7-3と同様。	
ウ 定 型 保 証 の 帰 属 収 益	全道値×保証債務残高対全道比	北海道信用保証協会財務諸表、「札幌市統計書」
エ 保 険 契 約 者 配 当	全国値×保有契約高国道比×従業者数等対全道比	「札幌市統計書」、内閣府資料等
b 受 取		
ア 非 金 融 法 人 企 業	民間：非生命保険帰属収益×制度部門別分割比率 公的：全国値×製造業産出額対全国比 定型保証：定型保証帰属収益×制度部門別分割比率	総務省「経済センサス」、内閣府資料等
イ 金 融 機 関	民間：非生命保険帰属収益×制度部門別分割比率 公的：全国値×貸付残高等の対全国比	総務省「経済センサス」、内閣府資料等
ウ 地 方 政 府 等	非生命保険帰属収益×制度部門別分割比率 ×市内公務従業者数の市機関比率	総務省「経済センサス」、内閣府資料等
エ 家 計	生命保険帰属収益 非生命保険帰属収益 民間：民間非生命保険帰属収益×制度部門別分割比率 公的：全国値×農業産出額等の対全国比 定型保証：定型保証帰属収益×制度部門別分割比率 保険契約者配当	総務省「経済センサス」、内閣府資料等
オ 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	非生命保険帰属収益×制度部門別分割比率	総務省「経済センサス」、内閣府資料
② 年 金 受 給 権 に 係 る 投 資 所 得	全国値×厚生年金保険収納済額対全国比×内民転換比率	内閣府「国民経済計算」、財務省HP、「札幌市統計書」等
③ 投資信託投資者に帰属する投資所得	支払：全国値×預金残高対全国比 受取：金融 支払一家計の受取 家計 支払×全国値の家計割合	内閣府「国民経済計算」、直接照会、「札幌市統計書」
2-2 賃 貸 料		
(1) 制 度 部 門 別 土 地 の 総 賃 貸 料		
a 土地の支払賃貸料		
ア 非金融法人企業・金融機関	全国値×固定資産税納税義務者区分の法人の決定価格 対全国比－土地税	総務省「固定資産の価格等の概要調書」、内閣府資料等
イ 地 方 政 府 等	北海道値×物件費の「その他」の対全道比	北海道「道民経済計算」、総務省「地方財政統計年報」
ウ 家 計	農林水産業分＋非農林水産業分＋持家分－土地税 農林水産業分＝田10a 当たり賃借料×田の借入耕地面積 ＋畑10a 当たり賃借料×畑、果樹園の借入耕地面積	日本不動産研究所「田畑価格及び賃借料調」、農林水産省「農林業センサス」

項 目	推 計 方 法	資 料
エ 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	非農林水産業分＝持家のうち、店舗その他併用住宅で 敷地が借地の戸数×1世帯当たり地代×修正倍率 持家分＝持家のうち専用住宅で借地の戸数 ×1世帯当たり地代×修正倍率 全国値×従業者数対全国比－土地税	総務省「住宅・土地統計調査」、「家 計調査」、「全国家計構造調査」等 総務省「住宅・土地統計調査」、「家 計調査」、「全国家計構造調査」等 総務省「経済センサス」、内閣府資料 等
b 土地の受取賃貸料 ア 非金融法人企 業・金融機関 イ 地 方 政 府 等 ウ 家 計 エ 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	a－アと同様。 該当項目の積み上げによる。 a－ウ×全国受取粗賃貸料／支払粗賃貸料 a－エと同様。	「札幌市歳入歳出決算事項別明細書」
(2) 制度部門別土地税	土地税総額＝{固定資産税（土地分）＋特別土地保有税 （保有分）＋都市計画税（土地分）の借地分 受取：受取総土地賃貸料の比率（金融機関及び地方政府等 を除く）で分割 支払：支払総土地賃貸料の比率（地方政府等を除く）で分割	総務省「地方財政統計年報」、総務省 「住宅・土地統計調査」、「札幌市税 務統計」等
3 所 得 ・ 富 等 に 課 さ れ る 経 常 税	所得税：該当項目の積み上げによる。 法人税：全国値×法人事業税収入済額の国道比 ×法人従業者数対全道比	札幌国税局「札幌国税局統計書」 総務省「地方財政統計年報」、総務省 「経済センサス」
3-1 所得に課される ① 支 ア 国	住民税（所得割）：該当項目の積み上げによる。 ①－イのうち市町村税の市内ベースを計上	総務省「地方財政統計年報」
イ 道 府 県 税 ・ 市 町 村 税	①－イのうち市町村税の市内ベースを計上	
② 受 3-2 そ の 他 の 経 常 税	特別法人事業税：全国値×法人事業税収入済額の国道比 ×法人従業者数対全道比 自動車重量税の1/2：検査登録印紙収入×自動車保有台数 対全道比×1/2 国際観光旅客税：全国値×出国者数の日本人比率 ×サービス旅行の業務外比率×日本人出国者数の国道比 ×人口の道市比	総務省「地方財政統計年報」、総務省 「経済センサス」、内閣府資料 直接照会、北海道運輸局HP、「札幌 市統計書」 財務省「租税及び印紙収入、収入額 調」、法務省「出入国管理統計」、 日本銀行HP、推計人口
① 支 ア 国	事業税：北海道事業税（個人・法人） ×個人業主・法人従業者数対全道比 自動車関係税：該当項目の積み上げによる。 狩猟税：狩猟税×猟友会会員数の石狩管内に占める 札幌支部割合	総務省「地方財政統計年報」、総務省 「国勢調査」、「経済センサス」 「北海道税務統計」、「札幌市税務統 計」、北海道運輸局HP 「北海道税務統計」等
イ 道 府 県 税 ・ 市 町 村 税	住民税（均等割）：該当項目の積み上げによる。 ①－イのうち市町村税の市内ベースを計上	総務省「地方財政統計年報」等
② 受 取		
4 純社会負担と社会給付		
4-1 純 社 会 負 担		
4-1-1 現 実 社 会 負 担		
(1) 社会保障基金に 係る現実社会負担		
a 特 別 会 計	支払：収納済額×内民転換比率	「札幌市統計書」、直接照会等
b 国 民 健 康 保 険	支払：受取 受取：保険料決算額	「札幌市のこくほ」
c 後 期 高 齢 者 医 療	支払：受取 受取：保険料決算額	北海道後期高齢者医療広域連合「事業 概要書」等
d 共 済 組 合	支払：全国値×職員数対全国比×内民転換比率 又は該当項目の積み上げ×内民転換比率 受取：全国値×職員数対全国比 又は該当項目の積み上げ	内閣府「国民経済計算」、総務省「地 方公務員給与の実態」、直接照会等
e 組 合 管 掌	支払：全国値×会社の雇用者・役員の対全国比 ×内民転換比率	内閣府「国民経済計算」、総務省「経 済センサス」等
f 健 康 保 険	支払：全国値×健康保険負担額対全国比×内民転換比率	内閣府「国民経済計算」等
g 全 国 健 康 保 険 協 会		
h 児 童 手 当 及 び	支払：民間分＋公務員分×内民転換比率 ※ 民間分＝{（北海道分）児童手当×負担割合 ＋特例給付}×雇用者・役員数道市比 ※ 公務員分＝支給額×職員数道市比等	内閣府「児童手当事業年報」、総務省 「経済センサス」、北海道「北海道 学校一覧」、直接照会等
i 子 ど も 手 当	支払：全国値×職員数等対全国比×内民転換比率 支払：受取×内民転換比率 受取：保険料決算額	直接照会、農業者年金基金HP等 「札幌市歳入歳出決算事項別明細書」 等

項 目	推 計 方 法	資 料
(2) そ の 他 の 社 会 保 険 制 度 に 係 る 現 実 社 会 負 担		
a 確 定 給 付 型 制 度		
ア 確 定 給 付 型 企 業 年 金	全国値×厚生年金保険料収納済額国道比 ×従業者比率道市比×内民転換比率	厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、総務省「経済センサス」、内閣府資料等
イ 退 職 一 時 金	全国値×退職所得対国道比×雇用者数道市比 ×内民転換比率	国税庁HP、内閣府資料等
b 確 定 拠 出 型 年 金	・ 勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構 全国値×加入者数国道比×従業者数道市比 ×内民転換比率 ・ 国民年金基金・同連合会、農業者年金基金 全国値×加入者数対全国比 ・ 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団の退職等年金給付勘定 全国値×従業者数対全国比×内民転換比率 ・ 確定拠出年金（企業型） aーアと同様。 ・ 確定拠出年金（個人型） 全国値×国民年金被保険者数対全国比	総務省「経済センサス」、内閣府資料等 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、「札幌市統計書」、内閣府資料等 内閣府「国民経済計算」、人事院「国家公務員給与等実態調査」、総務省「経済センサス」、内閣府資料等
4-1-2 帰 属 社 会 負 担		
a 雇 主 の 帰 属 年 金 負 担	1-1-2-（2）-①と同様。	
b 雇 主 の 帰 属 非 年 金 負 担	・ 退職一時金（政府等）、公務災害補償費 該当項目の積み上げによる。 ・ その他 産業別現金給与×現金給与に対するその他の雇主の帰属非年金負担金の比率	直接照会、「北海道決算統計」、「札幌市決算統計」 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「経済センサス」、内閣府資料等
4-1-3 家計の追加社会負担	2-1-3-②と同様。	
4-1-4 年金制度の手数料	全国値×年金基金加入者数国道比×従業者数等対全道比	総務省「経済センサス」、内閣府資料等
4-2 社 会 給 付		
4-2-1 現 物 社 会 移 転 以 外 の 社 会 給 付		
(1) 現 金 に よ る 社 会 保 障 給 付		
a 特 別 会 計	厚生年金、国民年金、労災保険、雇用保険 受取：該当項目の積み上げ等	総務省「経済センサス」、「札幌市統計書」等
b 国 民 健 康 保 険	支払＝受取 該当項目の積み上げによる。	「札幌市のこくほ」
c 後 期 高 齢 者 医 療	支払＝受取 該当項目の積み上げによる。	「札幌市統計書」
d 共 済 組 合	支払：該当項目の積み上げ等による。 受取：全国値（支払）×職員数対全国比×内民転換比率	総務省「地方公務員給与の実態」、内閣府「国民経済計算」、直接照会、内閣府資料等
e 組 合 管 掌	受取：全国値×（全産業の会社の雇用者＋役員）の対全国比 ×内民転換比率	内閣府「国民経済計算」等
f 全 国 健 康 保 険 協 会	受取：全国値×常用雇用者対全国比×内民転換比率	総務省「経済センサス」、内閣府「国民経済計算」
g 児 童 手 当 及 び 子 ども 手 当	受取：民間分＋公務員分×内民転換比率 ※ 児童手当北海道値×道市分割比率	内閣府「児童手当事業年報」等
h 基 金	受取：全国値×従業者数対全国比等×内民転換比率	総務省「経済センサス」、内閣府「国民経済計算」、内閣府資料、厚生労働省「介護保険事業状況報告」
i 介 護 保 険	支払＝受取 該当項目の積み上げによる。	
(2) そ の 他 社 会 保 険 年 金 給 付	4-1-1-（2）と同様。	
(3) そ の 他 社 会 保 険 非 年 金 給 付	4-1-2- b と同様。	
(4) 社 会 扶 助 給 付	支払：北海道値×扶助費等対全道比 受取：（中央政府＋地方政府＋対家計民間非営利団体） ×内民転換比率 中央政府：全国値×人口対全国比 地方政府：北海道値×扶助費等対全道比 対家計民間非営利団体：全国値×従業者数対全国比	北海道「道民経済計算」、「北海道統計書」、「札幌市統計書」、総務省「経済センサス」、総務省「地方財政統計年報」等

項 目	推 計 方 法	資 料
4-2-2 現 物 社 会 移 転 (1) 市 場 産 出 の 購 入 a 社会保障制度の 医 療 ・ 介 護 保 険の保険給付分 ア 特 別 会 計 イ 国民健康保険 ウ 後 期 高 齢 者 医 療 エ 共 済 組 合 オ 組 合 管 掌 健 康 保 険 カ 全 国 健 康 保 険 協 会 キ 介 護 保 険 b 公 費 負 担 医 療 給 付 c 教科書の購入費 d 戦 傷 病 者 無 賃 乗 車 船 の 負 担 金 (2) 非 市 場 産 出	受取：全道値×従業者数対全道比×内民転換比率 支払＝受取 該当項目の積み上げによる。 支払＝受取 該当項目の積み上げによる。 支払：全国値×職員数等対全国比 受取：全国値×職員数対全国比×内民転換比率 受取：全国値×(全産業の会社の雇用者＋役員)の対全国比 ×内民転換比率 受取：全国値×常用雇用者対全国比×内民転換比率 支払＝受取 該当項目の積み上げによる。 生産系列の「保険衛生・社会事業」の「医療業」のうち、 保険適用となる傷病治療費のうち公費負担分 直接照会による。 全国値×戦傷病者乗車券引換証受給者数国道比 ×人口道市比 地方政府分：支出系列の積み上げによる。 対家計民間非営利団体分：全国値×従業者数対全国比	直接照会、総務省「経済センサス」等 「札幌市のこくほ」 直接照会 人事院「国家公務員給与等実態調 査」、総務省「地方公務員給与の実 態」、内閣府「国民経済計算」、直 接照会、内閣府資料等 内閣府「国民経済計算」等 総務省「経済センサス」、内閣府「国 民経済計算」 厚生労働省「介護保険事業状況報告」 生産系列推計値 直接照会 厚生労働省「福祉行政報告例」、内閣 府資料等 支出系列推計値 内閣府資料、総務省「経済センサス」 等
5 そ の 他 の 経 常 移 転 5-1 非 生 命 保 険 金 及 び 非 生 命 保 険 純 保 険 料 (1) 非 生 命 保 険 金 (2) 非 生 命 保 険 純 保 険 料 5-2 一 般 政 府 内 の 経 常 移 転 5-3 他 に 分 類 さ れ な い 経 常 移 転 5-3-1 他 に 分 類 さ れ な い 経 常 移 転 (罰金を除く) (1) 対家計民間非営利 団体への経常移転 (2) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体 以 外 へ の 経 常 移 転 ア 家 計 間 の 仕 送 り 金 イ 一 般 政 府 5-3-2 罰 金	支払：生産系列の非生命保険金の合計額を金融機関に計上 定型保証＝全国値×定型保証サービス額対全国比 受取：火災保険、自動車保険、自動車賠償責任保険金を制 度部門別に計上 支払：非生命保険金の受取の同額を計上 受取：非生命保険金の支払の同額を金融機関に計上 地方政府等からの支払(他に分類されない経常移転を含む) 北海道値×補助費等対全道比 一般政府からの受取(他に分類されない経常移転を含む) 北海道値×該当歳入の対全道比 非金融法人企業、金融機関からの支払 全国値×法人事業税国道比×民営従業者数道市比 家計からの支払 全国値×負担費の対全国比 受取：全国値×従業者数対全国比 支払：(国内遊学仕送り金＋その他の仕送り金)×世帯数 受取：国内遊学仕送り金(全国値)×学生数対全国比 家計からの支払 ふるさと納税寄附金額 金融機関、非金融法人企業からの支払 地方創生応援税制に係る寄附金の全国値 ×法人事業税収入額の国道比×会社企業従業者数道市比 家計への支払 該当項目の積み上げ等による。 金融機関、非金融法人企業への支払 全国値×営業余剰の対全国比 非金融法人企業、金融機関、家計からの支払 中央政府の地域事業所 全国値×法人事業税国道比×民営従業者数道市比 地方政府(北海道) 北海道値×民営従業者数対全道比 地方政府(札幌市) 該当項目の積み上げによる。	生産系列推計値、内閣府資料等 生産系列推計値、内閣府資料等 北海道「道民経済計算」、総務省「地 方財政統計年報」 北海道「道民経済計算」、総務省「地 方財政統計年報」 総務省「地方財政統計年報」、内閣府 資料等 総務省「家計調査」、「全国家計構造 調査」、総務省「経済センサス」等 総務省「家計調査」、「全国家計構造 調査」、「国勢調査」 総務省「ふるさと納税に係る寄附金税 額控除の適用状況」 総務省「地方財政統計年報」、総務省 「経済センサス」 「札幌市歳入歳出決算事項別明細 書」、北海道HP、内閣府資料等 内閣府「国民経済計算」、内閣府資料 総務省「地方財政統計年報」、総務省 「経済センサス」、「札幌市決算統 計」、内閣府資料

項 目	推 計 方 法	資 料
	地方政府等の受取 該当項目の積み上げによる。	
6 最 終 消 費 支 出	支出系列で推計した家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出、地方政府等最終消費支出をそれぞれの制度部門へ計上	支出系列推計値
7 年 金 受 給 権 変 動 調 整	雇主の現実年金負担＋雇主の帰属年金負担＋家計の現実年金負担＋家計の追加社会負担－年金制度の手数料－その他の社会保険年金給付 ※現実年金負担は確定給付型年金及び確定拠出型年金に係わる現実年金負担	
8 貯 蓄	受取合計－支払合計	

(4) 市内総生産（支出側、名目）

項 目	推 計 方 法	資 料
1 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出		
① 国 値 分 割	全国値×消費支出対全県計比 消費支出＝全国家計構造調査による部分 ＋直接推計法による部分	内閣府「国民経済計算」
② 全 国 家 計 構 造 調 査 に よ る 部 分 (札幌市・全県計分)	1 世帯当たり消費支出×世帯数	総務省「全国家計構造調査」、「国勢調査」等
③ 直接推計法による 部分（札幌市分）		
a 加 算 項 目		
ア 生 命 保 険 サ ー ビ ス	(1) 経済活動別市内総生産（名目）10. (2) ①の産出額を計上。	生産系列推計値
イ 年 金 基 金 サ ー ビ ス	(1) 経済活動別市内総生産（名目）10. (2) ②の産出額を計上。	生産系列推計値
ウ 証 券 手 数 料	全国値×有価証券貯蓄残高対全国比	総務省「全国家計構造調査」、内閣府資料等
エ FISIM 消 費 額	分配系列の消費者家計FISIM消費額を計上。	分配系列推計値
b 家計費から控除 後別途推計加算		
ア 家 賃	1 ㎡当たり市中平均家賃×住宅床面積×12か月 1 ㎡当たり市中平均家賃は借家の種類別に 1 ㎡当たり家賃を算出し延床面積で加重平均して求め、権利金比率を乗じる。持家の帰属家賃は生産系列で推計した民泊産出額のうちの「住宅宿泊サービス」分を減額。	総務省「住宅・土地統計調査」、「消費者物価指数年報」等
イ 非 生 命 保 険 の サ ー ビ ス 料	生産系列で推計した非生命保険産出額を、分配系列で推計した非生命純保険料（支払）の家計割合で按分。	生産系列推計値、分配系列推計値
ウ 自 動 車 購 入 額	全国値×自動車購入額対全国比 自動車購入額＝自動車新車登録台数×平均単価 ×家計消費割合	総務省「小売物価統計調査」、北海道運輸局HP、全国軽自動車協会連合会、内閣府資料等
エ 医 療 費 (自己負担分)	生産系列で推計した総医療費のうち自己負担分を計上。	生産系列推計値
オ 介 護 費 (自己負担分)	生産系列で推計した総介護費のうち自己負担分を計上。	生産系列推計値
④ 直接推計法による 部分（全県計分）	該当項目の積み上げによる。	内閣府資料
(2) 対家計民間非営利 団体最終消費支出	生産系列の対家計民間非営利サービス生産者の自己消費を計上。 自己消費＝産出額－財貨・サービスの販売 －自己勘定総固定資本形成（R&D）	生産系列推計値
2 地方政府等最終消費支出	雇用者報酬＋中間投入＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税＋現物社会移転（市場産出の購入）－財貨・サービスの販売－自己勘定総固定資本形成（R&D） 該当項目の積み上げによる。	直接照会等
3 市内総資本形成 (1) 総固定資本形成		
① 民 間		
a 住 宅	生産系列で推計した建築工事の民間住宅分を計上。	生産系列推計値
b 企 業 設 備	全道値×総生産対全道比	北海道開発局「資本形成調査」
② 公 的	該当項目の積み上げ＋コンピュータ・ソフトウェア及び自己勘定総固定資本形成R&D額＋娯楽作品原本	内閣府「国民経済計算」、直接照会、各種決算書等
(2) 在 庫 変 動	市産出額×全国在庫残高÷全国産出額	内閣府「国民経済計算」、生産系列推計値
4 財貨・サービスの移出入 (純)・統計上の不突合	推計資料不足のため直接推計を行わず、生産系列と支出系列のバランス項目として次式により算出。 市内総生産－（民間最終消費支出＋地方政府等最終消費支出＋市内総資本形成）	
5 域外からの要素所得（純）	市民所得（要素費用表示）－市内純生産（要素費用表示）	

(5) 市内総生産（支出側、実質：連鎖方式）

項 目	推 計 方 法	資 料
1 民間最終消費支出 2 政府最終消費支出 3 市内総資本形成	生産系列と同様の方法により、1、2、3について算出。	
4 財貨・サービスの 移出入(純)・統計上の 不 突 合 ・ 開 差	市内総生産（支出側）－上記1～3の合計値との差	
5 市内総生産（支出側）	連鎖方式による市内総生産（生産側）実質値	生産系列

(6) 制度部門別所得支出勘定

項 目	推 計 方 法	資 料
1 非金融法人企業 (1) 財産所得（支払） ① 利 子 ② 法人企業の分配所得 ③ 貸 貸 料 (2) 所 得 ・ 富 等 に 課 され る 経 常 税 (3) その他の社会保険 非 年 金 給 付 (4) その他の経常移転 ① うち非生命純保険料 (5) 貯 蓄 (6) 営 業 余 剰 (7) 財産所得（受取） ① 利 子 ② 法人企業の分配所得 ③ 保険契約者に帰属 する 投 資 所 得 ④ 貸 貸 料 (8) 雇主の帰属社会負担 (9) その他の経常移転 ① うち非生命保険金	①+②+③ 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 受取－支払 分配系列の推計値を計上。 ①+②+③+④ 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 (3)と同額。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。	
2 金 融 機 関 (1) 財産所得（支払） ① 利 子 ② 法人企業の分配所得 ③ その他の投資所得 a 保険契約者に帰属 する 投 資 所 得 b 年金受給権に係る 投 資 所 得 c 投資信託投資者に 帰属する投資所得 ④ 貸 貸 料 (2) 所 得 ・ 富 等 に 課 され る 経 常 税 (3) 現物社会移転以外の 社 会 給 付 ① その他の社会保険 年 金 給 付 ② その他の社会保険 非 年 金 給 付 (4) その他の経常移転 ① うち非生命純保険料 ② うち非生命保険金 (5) 年 金 受 給 権 の 変 動 調 整 (6) 貯 蓄 (7) 営 業 余 剰 (8) 財産所得（受取） ① 利 子 ② 法人企業の分配所得 ③ その他の投資所得 a 保険契約者に帰属 する 投 資 所 得	①+②+③+④ 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 a + b + c 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 ①+② 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 受取－支払 分配系列の推計値を計上。 ①+②+③ 分配系列の推計値を計上。 分配系列の推計値を計上。 a + b 分配系列の推計値を計上。	

項 目	推 計 方 法	資 料
b 投資信託投資者に 帰属する投資所得	分配系列の推計値を計上。	
(9) 純 社 会 負 担		
① 雇主の現実社会負担	分配系列の推計値を計上。	
② 雇主の帰属社会負担	分配系列の推計値を計上。	
③ 家計の現実社会負担	分配系列の推計値を計上。	
④ 家計の追加社会負担	分配系列の推計値を計上。	
⑤ (控 除) 年 金 制 度 の 手 数 料	分配系列の推計値を計上。	
(10) その他の経常移転	分配系列の推計値を計上。	
① うち非生命純保険料	(4) - ②と同額。	
② うち非生命保険金	分配系列の推計値を計上。	
3 一般政府(地方政府等)		
(1) 財産所得(支払)		
① 利 子	分配系列の推計値を計上。	
② 賃 貸 料	分配系列の推計値を計上。	
(2) 現物社会移転以外の 社 会 給 付	①+②+③	
① 現 金 に よ る 社 会 保 障 給 付	分配系列の推計値を計上。	
② その他の社会保険 非 年 金 給 付	分配系列の推計値を計上。	
③ 社会扶助給付	分配系列の推計値を計上。	
(3) その他の経常移転	分配系列の推計値を計上。	
① うち非生命純保険料	分配系列の推計値を計上。	
(4) 最 終 消 費 支 出	支出系列の推計値を計上。	
(5) 貯 蓄	受取-支払	
(6) 生産・輸入品に課さ れる税(地方政府)	分配系列の推計値を計上。	
(7) (控 除) 補 助 金 (地 方 政 府)	分配系列の推計値を計上。	
(8) 財産所得(受取)	①+②+③+④	
① 利 子	分配系列の推計値を計上。	
② 法人企業の分配所得	分配系列の推計値を計上。	
③ 保険契約者に帰属 する投資所得	分配系列の推計値を計上。	
④ 賃 貸 料	分配系列の推計値を計上。	
(9) 所得・富等に課され る経常税(地方政府)	分配系列の推計値を計上。	
(10) 純 社 会 負 担		
① 雇主の現実社会負担	分配系列の推計値を計上。	
② 雇主の帰属社会負担	(2) - ②と同額。	
③ 家計の現実社会負担	分配系列の推計値を計上。	
(11) その他の経常移転	分配系列の推計値を計上。	
① うち非生命保険金	(3) - ①と同額。	
4 家 計 (個人企業を含む)		
(1) 財産所得(支払)	①+②+③	
① 消費者負債利子	分配系列の推計値を計上。	
② その他の利子	分配系列の推計値を計上。	
③ 賃 貸 料	分配系列の推計値を計上。	
(2) 所得・富等に 課される経常税	分配系列の推計値を計上。	
(3) 純 社 会 負 担	①+②+③+④-⑤	
① 雇主の現実社会負担	分配系列の推計値を計上。	
② 雇主の帰属社会負担	分配系列の推計値を計上。	
③ 家計の現実社会負担	分配系列の推計値を計上。	
④ 家計の追加社会負担	2 - (1) - ③ - bと同額。	
⑤ (控 除) 年 金 制 度 の 手 数 料	2 - (9) - ⑤と同額。	
(4) その他の経常移転	分配系列の推計値を計上。	
① うち非生命純保険料	分配系列の推計値を計上。	
(5) 最 終 消 費 支 出	支出系列の推計値を計上。	
(6) 貯 蓄	受取-支払	
(7) 営業余剰・混合所得		
① 営業余剰(持ち家)	分配系列の推計値を計上。	
② 混 合 所 得	分配系列の推計値を計上。	
(8) 雇 用 者 報 酬		
① 賃 金 ・ 俸 給	分配系列の推計値を計上。	

項 目	推 計 方 法	資 料
② 雇 主 の 社 会 負 担		
a 雇 主 の 現 実 社 会 負 担	(3) - ① と同額。	
b 雇 主 の 帰 属 社 会 負 担	(3) - ② と同額。	
(9) 財 産 所 得 (受 取)	① + ② + ③	
① 利 子	分配系列の推計値を計上。	
② 配 当	分配系列の推計値を計上。	
③ その他の投資所得	a + b + c	
a 保険契約者に帰属する投資所得	分配系列の推計値を計上。	
b 年金受給権に係る投資所得	2 - (1) - ③ - b と同額。	
c 投資信託投資者に帰属する投資所得	分配系列の推計値を計上。	
④ 賃 貸 料	分配系列の推計値を計上。	
(10) 現物社会移転以外の社 会 給 付		
① 現 金 に よ る 社 会 保 障 給 付	分配系列の推計値を計上。	
② その他の社会保険年金給付	2 - (3) - ① と同額。	
③ その他の社会保険非年金給付	分配系列の推計値を計上。	
④ 社会扶助給付	分配系列の推計値を計上。	
(11) そ の 他 の 経 常 移 転	分配系列の推計値を計上。	
① うち非生命保険金	分配系列の推計値を計上。	
(12) 年 金 受 給 権 の 変 動 調 整	2 - (5) と同額。	
5 対家計民間非営利団体		
(1) 財 産 所 得 (支 払)	① + ②	
① 利 子	生産系列の推計値を計上。	
② 賃 貸 料	分配系列の推計値を計上。	
(2) 現物社会移転以外の社 会 給 付		
① その他の社会保険非年金給付	分配系列の推計値を計上。	
② 社会扶助給付	生産系列の推計値を計上。	
(3) 非 生 命 純 保 険 料	分配系列の推計値を計上。	
(4) 最 終 消 費 支 出	支出系列の推計値を計上	
(5) 貯 蓄	受取 - 支払	
(6) 財 産 所 得 (受 取)	① + ② + ③ + ④	
① 利 子	生産系列の推計値を計上。	
② 配 当	生産系列の推計値を計上。	
③ 保険契約者に帰属する投資所得	分配系列の推計値を計上。	
④ 賃 貸 料	分配系列の推計値を計上。	
(7) 雇 主 の 帰 属 社 会 負 担	(2) - ① と同額。	
(8) そ の 他 の 経 常 移 転	分配系列の推計値を計上。	
① うち非生命保険金	(3) と同額。	

4 用語解説（五十音順）

域外からの要素所得（純）

生産要素に対して支払われる雇用者報酬や資産の賃借による財産所得に係る域外との受払いである。市民所得から市内純生産を差し引いて求める。

インプリシット・デフレーター

実質化を行うべき対象についてのデフレーターが直接作成されるのではなく、その対象の構成項目ごとにデフレーターを作成して実質値を求め、全体としてのデフレーターは（名目値）／（各構成項目の実質値の合計）として逆算によって求められる場合がある。

例として、ある支出項目が2つの個別品目で構成されているケースを考え、それぞれの品目の名目値を X_1 、 X_2 とし、デフレーターを P_1 、 P_2 とする。このケースでは当該支出項目の名目値（ X ）は、 $X_1 + X_2$ となり、実質値（ XR ）は個別品目の実質値の合計（ $X_1/P_1 + X_2/P_2$ ）となる。ここで当該支出項目のデフレーター（ P ）は $X/XR [= (X_1 + X_2) / (X_1/P_1 + X_2/P_2)]$ として事後的に求められることになる。このようなデフレーターの算出方法をインプリシット方法といい、求められたデフレーターをインプリシット・デフレーターと呼ぶ。

営業余剰・混合所得

生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関及び家計の三つの部門にのみ発生する。このうち「営業余剰」は、生産活動への貢献分として、法人企業部門の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家の取り分も含む。一方、「混合所得」は、家計のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録される。

家計最終消費支出

居住者家計による消費財やサービスに対する支出であり、購入された財貨・サービスだけでなく、物々交換や現物で受け取った財貨・サービス、同じ家計内で生産され消費される財貨・サービス（農家の自家消費、持ち家の帰属家賃）が含まれる。また、明示的な料金は課されない金融サービス（FISIM、生命保険等）や、各種の免許や証明書、旅券等を得るために、サービスの対価として政府に支払う手数料も含まれる。一方、住宅の購入は、持ち家サービスを産出する生産者としての家計部門の支出であり、総固定資本形成に記録される。また、持ち家に対する維持・修繕は中間消費に記録される。

家計の現実社会負担

社会保障制度やその他の社会保険制度に対して家計自身が支払う保険料、掛金等の負担を指す。具体的には、社会保障制度の年金、医療、介護、雇用保険等に係る保険料や、企業年金に係る掛金の被保険者本人負担分が記録される。

家計の追加社会負担

「年金受給権に係る投資所得」と同額が記録される。年金基金の年金受給権に係る投資所得は、本来

家計に帰属するものであり、一旦、金融機関から家計に支払われた形とするが、同額がそのまま「追加負担」として年金基金に払い戻されるという迂回処理がとられている。

企業所得

企業所得とは、非金融法人企業、金融機関及び個人企業（家計に含まれる）の営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものであり、民間法人企業所得、公的企業所得及び個人企業所得に分類される。

帰属計算

帰属計算とは、市民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払が行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的に取引計算を行うことをいう。例えば、家計最終消費支出には、自己所有住宅の帰属家賃や農家における農産物の自家消費等が含まれる。

帰属家賃

帰属家賃とは、実際には家賃の受払を伴わない住宅等について、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなして、それを市場価格で評価した帰属計算上の家賃をいう。「持ち家の帰属家賃」は、実際には家賃の受払を伴わない自己所有住宅（持ち家住宅）について計算した帰属家賃のことである。市民経済計算では、住宅自己所有者（家計）は不動産業（住宅賃貸業）を営んでいるものとされるため、「持ち家の帰属家賃」は家計の生産額に含まれ、営業余剰（＝「持ち家の帰属家賃」－中間投入－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税）は家計の営業余剰に含まれる。

また、帰属家賃には、給与住宅に実際に支払われた家賃と市場評価額との差額分（給与住宅差額家賃）も含まれる。「給与住宅差額家賃」分は、給与住宅提供者から家計への現物給与として雇用者報酬に含まれる。

現金による社会保障給付

一般政府（社会保障基金）の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分を除いた、現金の形で支払われる給付が記録される。

固定資本減耗

建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等からくる減耗分の評価額を指す。企業会計における減価償却費が簿価で記録されるのとは異なり、全て時価（再調達価格）で評価される。

雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額を指す。雇用者とは、市場生産者・非市場生産者を問わず生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

雇用者報酬は、「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」に分かれ、後者はさらに「雇主の現実社会負担」

と「雇主の帰属社会負担」に分かれる。

財貨・サービスの移出入

移出、移入は、域内の居住者と非居住者の間の財貨及びサービスの取引である。この中には、居住者（非居住者）による域外（域内）での財貨・サービスの直接取引である直接購入を含む。ただし、労働や資産に対して支払われる雇用者報酬や財産所得などは域外からの（への）所得となり、ここには含まれない。

なお、市民経済計算では、中央政府等、都道府県及びその地域事業所、政令市が所管する以外の地方社会保障基金の最終消費は、事業所の所在する地域に帰属せず、域外で最終消費されるため、域外への「移出」として記録（加算）することとなる。

在庫品評価調整

市民経済計算においては、発生主義の原則がとられており、在庫変動は、当該在庫の増減時点における価格で評価すべきものとされている。しかし入手可能な在庫関係データは企業会計に基づくものであり、先入先出法や平均原価法等、企業会計上認められている様々な在庫評価方法で評価されている。したがって、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には、期首と期末の評価額の差分も含まれている。

そこで企業会計から得られたデータをもとに市民経済計算を作成する場合、両者の評価の相違を調整する必要が生じ、その額を在庫品評価調整額と呼んでいる。すなわち、企業会計における評価額－市民経済計算における評価額＝市民経済計算における在庫品評価調整額という関係にある。この調整額の差による分を除くための調整が在庫品評価調整である。

在庫変動

企業及び一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品及び流通品等の棚卸資産について、ある一定期間における物量的増減を、その時点の市場価格で評価したものである。

財産所得

金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれらを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる概念である。「投資所得」は内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」に分かれる。

社会扶助給付

社会保険による給付と同様のニーズに応じるものであるが、社会負担によって参加が求められる社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府または対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指す。一般政府分には生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。

所得・富等に課される経常税

所得・富等に課される経常税とは、主に、毎課税期間に定期的に支払われる家計の所得、法人企業の

利潤に課される税、さらに富に課される税からなる。源泉所得税、申告所得税、法人税、道府県民税、市町村民税、日本銀行納付金等のほかに家計の負担する自動車関係諸税、事業税、道府県民税や市町村民税の個人・均等割等がこれに該当する。

なお、「所得・富等に課される経常税」と「生産・輸入品に課される税」の区別はそれが所得から支払われるか、生産コストの一部とみなされるかによって区別される。従って、自動車税のような租税は、生産者が支払う場合には生産コストを構成するものとして間接税とみなされるが、家計が支払う場合には生産活動との結びつきがないため所得・富等に課される経常税に分類される。

生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税とは、①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税で、②税法上損金算入を認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものである。これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で「所得・富等に課される経常税」と区別される。

総固定資本形成

有形または無形の資産の取得であり、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④育成生物資源（種畜、乳牛、果樹等）、⑤知的財産生産物（研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア）を含む。

総資本形成

民間法人企業、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計（個人企業）の生産者としての支出（購入及び自己生産物の使用）のうち、中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。

中間消費と総固定資本形成の区分は、当該期間内において使用され尽くすか、あるいは、将来に便益をもたらすかを基準としてなされる。例えば、固定資産等の修理についてみると、固定資産の改造や新しい機能の追加など、その生産能力を増加させたり、耐用年数を大幅に延ばす支出（資本的修理）は総固定資本形成に含まれる。これに対し、単なる破損の修理など正常な稼働を保つための支出（経常的修理・維持）は中間消費に分類される。

総資本形成に係る消費税

税法上、課税業者の投資に係る消費税分は、他の仕入に係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度（仕入税額控除という）が採られている。このため、この控除分は「総資本形成に係る消費税」として、総資本形成（総固定資本形成及び在庫変動）については、この控除分を除いた金額で記録されている。

こうした消費税の記録の仕方を「修正グロス方式」といい、市民経済計算ではこの方式が採用されている。

その他の社会保険年金給付

一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付を指す。

その他の社会保障非年金給付

社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付を指し、特定の基金はなくとも雇主が支払う義務を負っているものと位置づけられる。

対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての我が国の居住者である非営利団体により構成される。私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等がこれに含まれる。

対家計民間非営利団体最終消費支出

非市場生産者としての対家計民間非営利団体による財貨・サービスの産出額（雇用者報酬、中間消費、固定資本減耗といった生産費用の積み上げ）のうち、（i）家計への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分（「財貨・サービスの販売」）や、（ii）対家計民間非営利団体自身の総固定資本形成に充てられる部分を除いた価額からなる。（i）は、私立学校の学費収入等が含まれ、（ii）は、対家計民間非営利団体に属する機関が自ら行う研究・開発（R & D）の総固定資本形成からなる。言い換えると、対家計民間非営利団体により産出された財貨・サービスのうち、他の制度部門（家計）からの収入により賄われず、かつ、対家計民間非営利団体が自己消費として使い尽くした部分を示すと解することができる。

地方政府等最終消費支出

①無料ないし経済的に意味のない価格で家計に提供することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービス（「現物社会移転（市場産出の購入）」）と、②非市場生産者としての地方政府等による財貨・サービスの産出額（雇用者報酬、中間消費、固定資本減耗といった生産費用の積み上げ）のうち、（i）家計や法人企業への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分（「財貨・サービスの販売」）や、（ii）地方政府等自身の総固定資本形成に充てられる部分を除いた価格から成る。（i）には、各種の手数料収入や公立大学の学費収入等が含まれ、（ii）は、地方政府等に属する機関が自ら行う研究・開発（R & D）の総固定資本形成が含まれる。②の部分は、地方政府等により産出された財貨・サービスのうち、他の制度部門からの収入により賄われず、かつ、地方政府等が自己消費として使い尽くした部分と解することができる。

賃金・俸給

現金と現物の給与の双方を含む。このうち現金給与は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与等のほかに役員報酬（給与や賞与）、議員歳費等が含まれる。現物給与は、自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃も含まれる。

投資信託投資者に帰属する投資所得

投資信託の留保利益分を指す。現実には投資者に配分されないものの、投資者に帰属する所得であることから、一旦、投資信託（金融機関）から投資者（家計等）に支払われ、投資者が同額を投資信託に

再投資した、という迂回処理を行う。

年金受給権に係る投資所得

雇用関係をベースとする退職後所得保障（企業年金等）について、制度を運営する年金基金（金融機関）に対して、受給者たる雇用者（家計）が保有する年金受給権に関する投資所得を指す。現実には年金基金が留保するものであるが、「保険契約者に帰属する投資所得」と同様に、年金基金から一旦家計に支払われ、家計がこれを追加負担（追加掛金）として年金基金に払い戻すという迂回処理が行われる。追加負担は「家計の追加社会負担」として記録される。

年金受給権の変動調整

社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得支出勘定において、家計の受取、金融機関の支払のみに記録される。

FISIM

金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある（このような金融仲介機関に資金を貸す人々（預金者）には他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課する。）。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、「FISIM」である。

保険契約者に帰属する投資所得

生命保険（及び年金保険）や非生命保険（及び定型保証）の保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得（以下、「保険帰属収益」という）及び保険契約者配当が含まれる。このうち、保険帰属収益については、現実には保険会社に留保される性格のものであるが、保険契約者に帰属するものでもあるため、保険会社から、保険契約者に一旦「保険契約者に帰属する投資所得」として支払われ、同額が、追加保険料として、保険契約者から保険会社に払い戻されるという迂回処理を行っている。

補助金

①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、の3つの条件を満たす経常交付金である。

このため、市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払いや運転資産の損失補填のための支払いについては補助金には含まれない。また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払いも、補助金には記録されない。

雇主の帰属年金負担

企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ計上される概念である。企業会計上、発生主

義により記録されるこれら制度にかかる年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義される。

雇主の帰属非年金負担

発生主義の記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

雇主の現実年金負担

社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担額を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。年金基金の雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。

雇主の現実非年金負担

社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

5 経済活動別分類（08 S N A 分類）と日本標準産業分類の対応表

S N A 経 済 活 動 分 類 (平成 27 年 基 準)	日 本 標 準 産 業 分 類 (平成 25 年 10 月 改 定)
1 農 林 水 産 業 (1) 農 業	01 農業 (0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）のうち 「きのこ類の栽培」→林業） (014 園芸サービス業→その他のサービス)
(2) 林 業	02 林業 0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）のうち 「きのこ類の栽培」
(3) 水 産 業	03 漁業（水産養殖業を除く） 04 水産養殖業
2 鉱 業 (4) 鉱 業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
3 製 造 業 (5) 食 料 品	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち 「硬化油（食用）」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場
(6) 織 維 製 品	11 繊維工業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品)
(7) パルプ・紙・ 紙 加 工 品	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
(8) 化 学	16 化学工業 (1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち 「硬化油（食用）」→食料品製造業)
(9) 石油・石炭製品	17 石油製品・石炭製品製造業
(10) 窯業・土石製品	21 窯業・土石製品製造業（2181 砕石製造業→鉱業） 1113 炭素繊維製造業
(11) 一 次 金 属	22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業
(12) 金 属 製 品	24 金属製品製造業
(13) はん用・生産用 ・ 業 務 用 機 械	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業
(14) 電子部品・デバイス	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
(15) 電 気 機 械	29 電気機械器具製造業
(16) 情報・通信機器	30 情報通信機械器具製造業
(17) 輸 送 用 機 械	31 輸送用機械器具製造業 901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」
(18) 印 刷 業	15 印刷・同関連業
(19) その他の製造業	12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業

S N A 経 済 活 動 分 類 (平 成 27 年 基 準)	日 本 標 準 産 業 分 類 (平 成 25 年 10 月 改 定)
4 電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業 ・ 廃 棄 物 処 理 業 (20) 電 気 業	33 電気業
(21) ガ ス ・ 水 道 ・ 廃 棄 物 処 理 業	34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361 上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業
5 建 設 業 (22) 建 設 業	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
6 卸 売 ・ 小 売 業 (23) 卸 売 業	50 各種商品卸売業 } 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」
(24) 小 売 業	56 各種商品小売業 } 58 飲食料品小売業 (5895 料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品) } 60 その他の小売業 (6033 調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業) 61 無店舗小売業 6421 質屋
7 運 輸 ・ 郵 便 業 (25) 運 輸 ・ 郵 便 業	361 上水道業のうち「船舶給水業」 42 鉄道業 } 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む） 861 郵便局 862 郵便局受託業 693 駐車場業 (自動車の保管を目的とする駐車場 →不動産業。路面上に設置される駐車場は除く) 791 旅行業
8 宿 泊 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業 (26) 宿 泊 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	75 宿泊業（うち会社の寄宿舍、学生寮等を除く） 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」→教育)
9 情 報 通 信 業 (27) 通 信 ・ 放 送 業	37 通信業 38 放送業 40 インターネット附随サービス業
(28) 情報サービス・ 映 像 音 声 文 字 情 報 制 作 業	39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業

S N A 経 済 活 動 分 類 (平 成 27 年 基 準)	日 本 標 準 産 業 分 類 (平 成 25 年 10 月 改 定)
10 金 融 ・ 保 険 業 (29) 金 融 ・ 保 険 業	62 銀行業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 (6421 質屋→小売業) 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
11 不 動 産 業 (30) 住 宅 賃 貸 業 (31) そ の 他 の 不 動 産 業	692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料 68 不動産取引業 691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く） (6912 土地賃貸業を除く) 693 駐車場のうち自動車の保管を目的とする駐車場 (所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む) 694 不動産管理業
12 専 門 ・ 科 学 技 術、 業 務 支 援 サ ー ビ ス 業 (32) 専 門 ・ 科 学 技 術、 業 務 支 援 サ ー ビ ス 業	70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） (727 著述・芸術家業→その他のサービス) 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの） (746 写真業→その他のサービス) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業
13 公 務 (33) 公 務	97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体
14 教 育 (34) 教 育	7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業 (821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業 →その他のサービス) (8229 その他の職業・教育支援施設のうち 「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業)
15 保 健 衛 生 ・ 社 会 事 業 (35) 保 健 衛 生 ・ 社 会 事 業	6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 (8511 社会保険事業団体→公務)

S N A 経 済 活 動 分 類 (平 成 27 年 基 準)	日 本 標 準 産 業 分 類 (平 成 25 年 10 月 改 定)
16 その他のサービス (36) その他のサービス	014 園芸サービス業 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 (うち791旅行業→運輸・郵便業) 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業 87 協同組合 (他に分類されないもの) 89 自動車整備業 90 機械等修理業 (別掲を除く) (901機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」 →輸送用機械) 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス (952と畜場→食料品)